

## 第10章. 国境を越えるサービスの貿易章

### 1. 国境を越えるサービスの貿易章の概要

国境を越える取引、海外における消費の形態によるサービスの提供、自然人の移動によるサービスの提供に関し、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス（数量制限の禁止等）等の義務について規定。

また、本章は、原則全てのサービス分野を対象とした上で、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス等の義務が適用されない措置や分野を附属書に列挙する方式（いわゆるネガティブリスト方式）を採用している。これは、WTO・サービスの貿易に関する一般協定が採用している上記の義務について約束する分野のみを列挙する方式（いわゆるポジティブリスト方式）と比較して規制の現状が一目でわかるため、外国の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。一般的に自由化度も高い。

本章の附属書として、自由職業サービス附属書及び急送便サービス附属書を規定。

### 2. 主要条文の概要

#### ○適用範囲（第10.2条）

- ・本章の適用範囲を規定。
- ・なお、本章の規定は、次のもの等については、適用しない。
  - 金融サービス
  - 政府調達
  - 政府の権限の行使として提供されるサービス
  - 締約国が交付する補助金又は締約国が行う贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）
  - 航空サービス（国内及び国際航空運送サービスを含み、定期のものであるか不定期のものであるかを問わない。）及び航空サービスを支援するための関連のサービス。ただし、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機に対して行われる修理及び保守のサービス、航空運送サービスの販売及びマーケティング、コンピュータ予約システムのサービス、専門的な航空サービス、空港運営サービス及地上取扱サービスを除く。

#### ○内国民待遇（第10.3条）

締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において自国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を

与える旨を規定。

○最恵国待遇（第10.4条）

締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国又は非締約国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える旨を規定。

○市場アクセス（第10.5条）

いずれの締約国も、サービス提供者に対する数量等の制限を課する措置及び、サービス提供者がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合併企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置を採用し、又は維持してはならない旨を規定。

○現地における拠点（第10.6条）

いずれの締約国も、他の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の領域に代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを求めてはならない旨を規定。

○適合しない措置（第10.7条）

- ・第10.3条、第10.4条、第10.5条及び第10.6条の規定は、締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書Iの表に記載するもの（中央政府、地域政府又は地方政府の措置。）等には適用しないこと、附属書IIの表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置には適用しないこと等を規定。国別の概要は別添参照。
- ・上記の附属書Iの表に記載する措置の改正は、当該改正の直前における当該措置と第10.3条から第10.6条までの規定との適合性の水準を低下させないものに限る旨を規定（ラレット条項）。

○国内規制（第10.8条）

各締約国は、一般に適用される全ての措置であって、国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保すること等を規定。

○承認（第10.9条）

締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国

の基準の全部又は一部を適用するに当たり、特定の締約国又は非締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができること、そのような承認は、措置の調和その他の方法により行うことができるものとし、関係国との協定若しくは取決めに基づいて、又は自主的に行うことができること等を規定。

#### ○利益の否認（第10.10条）

締約国は、他の締約国のサービス提供者が非締約国の者又は当該締約国の者によって所有され、又は支配される企業であって、当該締約国以外のいかなる締約国の領域においても実質的な事業活動を行っていないものである場合には、当該他の締約国のサービス提供者に対してこの章の規定による利益を否認することができること等を規定。

#### ○透明性（第10.11条）

締約国は、本章の規定の対象である事項に関する自国の規制について、利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを採用し、又は維持すること等を規定。

#### ○自由職業サービス附属書の概要

- ・締約国は、職業上の資格の承認、免許又は登録に関する問題について、二以上の締約国が対話の機会を設けることに相互に関心を有する自由職業サービスの特定に努めるため、自国の領域の関係団体と協議することを規定。
- ・また、締約国は、職業上の資格を承認し、及び免許又は登録の手続を円滑化することを目的として、自国の関係団体に対し、他の締約国の関係団体との対話の機会を設けることを奨励すること等を規定。

#### ○急送便サービス附属書の概要

- ・いずれの締約国も、郵便独占が適用されるサービス提供者が独占的な郵便サービスから生ずる収入を用いて当該提供者自身又は競合する他の提供者による急送便サービスに補助を行うことを認めてはならない旨規定。
- ・また、他の締約国の急送便サービスの提供者に対し、許可又は免許の条件として郵便に関する基礎的なユニバーサル・サービスの提供を要求してはならないこと、他の配達サービスを提供するための資金を調達することを目的として急送便サービスの提供者に対してのみ手数料その他の課徴金を課してはな

らないこと等を規定。